



「情報処理安全確保支援士講習管理システムの
一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2024 年 10 月 11 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「情報処理安全確保支援士講習管理システムの一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」に関する契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、競争手続き（総合評価落札方式の一般競争入札）に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「情報処理安全確保支援士講習管理システムの一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」

(2) 契約期間

契約締結日より 2025 年 3 月 19 日（水）

(3) 概要

現在、IPA で運用している「情報処理安全確保支援士講習管理システム」の決済機能においてクレジットカード決済時の EMV 3-D セキュアを導入するための改修を行うことを目的とする。

具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

(1) 応募者は、法人格を有していること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

(5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。

(8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。

(9) 守秘性に関する要件

本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。

(10) 既存事業者と同時並行かつ何らの影響を与えることなく業務が進められること。

(11) 業務執行体制及びスキルに関する要件

別紙「仕様書」参照

(12) 「3. 関連資料の開示」により設計資料を閲覧した者であること。

3. 関連資料の開示

参加意思確認書を提出しようとする者が関連資料の開覧を希望する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別添を参照）を提出した上で、当機構が用意する開覧場所において、当機構職員の立会の下に開覧することができるので、事前に 4. (1) の担当部署へ電子メールで申し込むこと。

なお、開覧期間は 2024 年 10 月 15 日（火）から 2024 年 10 月 18 日（金）までのうち、10 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 30 分～13 時 30 分の間は除く）までの間の 2 時間程度とする。（祝・休日を除く）
開覧物の内容のメモは可とするが、写真撮影、コピー等の複写行為は不可とする。開覧時は当機構の職員を立ち会わせる。また、立会い者は当公募に係る一切の質問に回答しない。

【開示する資料】

- ・ 講習管理システムの基本設計書
- ・ 講習管理システムの詳細設計書
- ・ 講習管理システムで使用しているクラウドサービス、OS、ミドルウェアについての情報
- ・ 講習管理システムの決済機能で使用しているライブラリ、EMV 3-D セキュアの開発ガイド
- ・ その他必要な資料

4. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル人材センター 国家資格・試験部 登録・講習グループ 担当：奥村、長谷川

電話番号：03-5978-7506

E-mail：dhrc-riss-koubo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記 (1) 担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2024 年 10 月 21 日（月）17 時 00 分

場所：「4. 手続き等」(1) に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）
- ⑥ 情報取扱者名簿（様式 3）
- ⑦ 情報管理体制図（様式 4）

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、(参考) 契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【別添】
年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕 殿

秘密保持誓約書

当社は、「情報処理安全確保支援士講習管理システムの一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」という。）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

1. 秘密情報を本公募に関係する役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
2. 秘密情報は本公募のためのみに利用致します。
3. 当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

（住所）
（会社名）
（代表者名）

印

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「情報処理安全確保支援士講習管理システムの一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）
サイズ：A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ：A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
主要役員（非常勤は役職の 前に○印を記す）	氏 名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持株数	構成比（％）	貴社との関係
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
				％	
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒				
	所属・氏名	TEL :			
		FAX :			
		E-mail :			
業 績	期	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /	
	項目				
	売上高	百万円	百万円	百万円	
	営業利益	百万円	百万円	百万円	
	経常利益	百万円	百万円	百万円	
	資本勘定	百万円	百万円	百万円	
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円	
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円	
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		有・無

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及 び国籍 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

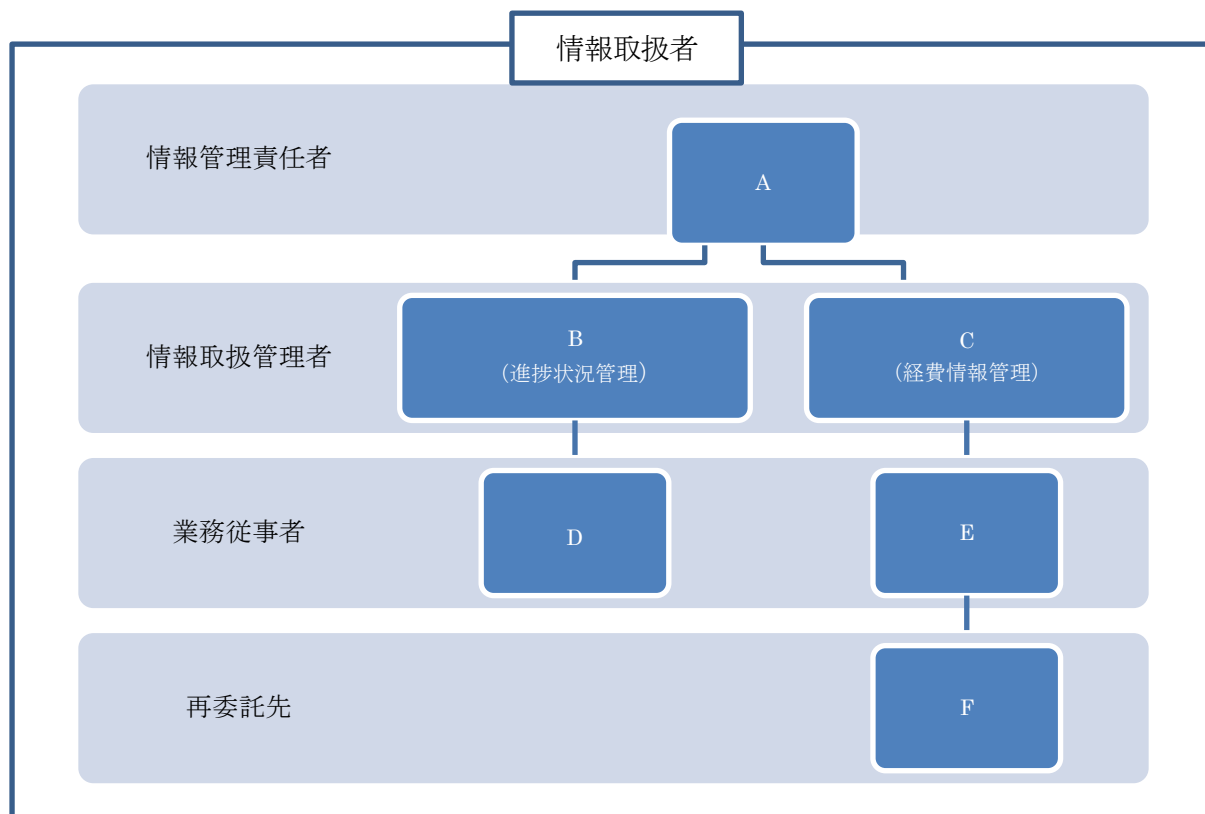
(※2) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

「情報処理安全確保支援士講習管理システムの
一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」

仕様書

独立行政法人 情報処理推進機構

1. はじめに

1. 1 本システムの概要

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、国家資格「情報処理安全確保支援士」制度を運営している。

近年、サイバー攻撃の増加・高度化に加え、社会的な IT 依存度の高まり、サイバー攻撃による社会的脅威が急速に増大していることから、経営リスクや社会的責任を加味したサイバーセキュリティ対策は非常に重要な課題となりつつある。その責任を担える人材の確保のため、2016 年 10 月「情報処理の促進に関する法律（以下「情促法」という。）」が改正され、国家資格「情報処理安全確保支援士」（以下「支援士」という。）が誕生した。

情促法第 10 条及び第 18 条において、経済産業大臣は IPA に支援士試験及び登録の実施に関する事務を行わせることができることから、経済産業省から試験事務及び登録事務が委託され、IPA が実施している。また、情促法第 26 条において、支援士は IPA の行うサイバーセキュリティに関する講習（以降、「講習」という。）を受けなければならないと規定されており、講習事務についても、IPA が実施している。

IPA は、制度運営のために情報処理安全確保支援士講習管理システム¹（以下「本システム」という。）を運用しており、2021 年 4 月より支援士に対して、支援士が受講する講習の一種であるオンライン講習の提供などの各種サービスを提供している。また本システムでは、国民に対しては登録されている支援士の検索を行うことができる情報処理安全確保支援士検索サービスを提供している。

支援士制度については、IPA ホームページ『情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）』²で公開している。詳細は、ホームページを参照すること。

1. 2 用語の定義

表 1 にて、本書で使用される主な用語を解説する。

表 1 用語一覧

No.	用語	定義
1	支援士	情報処理安全確保支援士の略（「登録セキスペ」とも略される）。
2	講習管理システム	支援士は、情促法第 26 条で規定された法定講習を受講する必要がある、法定講習にはオンライン講習と実践講習の 2 種類がある。講習管理システムは、支援士が法定講習を受講及び IPA が法定講習を管理するためのシステムであり、本件の改修対象となるシステム。また、支援士が登録情報変更等の申請を行う機能も包括している。支援士として登録された者には、講習管理システムのログイン ID とパスワードが付与される。併せて、国民に対して情報処理安全確保支援士検索サービスを提供する。
3	決済機能	講習管理システムのうち、講習受講料や手数料等の決済を行う機能。IPA は、決済代行会社と別途契約を交わしており、決済代行会社が保有するシステムと連携して、決済機能を実現している。本件の改修対象。

¹ <https://riss.ipa.go.jp/riss/login>

² <https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/index.html>

1. 3 対象業務の概要

本システムはクラウドサービスを IaaS として利用し構築されている。

本システムにおいて、支援士に対して提供しているサービスの1つに決済機能（図 1 ⑦）があり、同機能のクレジットカード払いについては2025年3月末までにEMV 3-D セキュア対応を行うことが、経済産業省が割賦販売法に規定するセキュリティ対策義務の「実務上の指針」として位置付けるガイドラインで求められている³。そこで、本件では本システムの決済機能のクレジットカード払いに対し、EMV 3-D セキュアサービスに対応するシステム改修を行うことを目的とする。

本システムの全体概要を図 1 に示す。本システムで提供する主たる機能は以下の①から⑦となる。また、本件で改修対象とする機能である⑦決済機能を、図 1 の赤枠で示す。

- ① 支援士ポータル：支援士のみが利用できるポータルサイトで、情報配信・各種機能への入り口
- ② 講習管理機能：e-learning 形式のオンライン講習を支援士に提供（受講料の支払いを含む）
- ③ 支援士検索機能（「支援士検索サービス」）：各支援士が登録した情報（登録講習履歴・保有スキルなど）を一般利用者が検索・閲覧する
- ④ 管理機能：IPA 職員が利用する機能で、各種機能の設定・変更や支援士へのメール配信などを行う
- ⑤ 更新機能：支援士が3年毎の資格更新申請をオンラインで申請する
- ⑥ 申請機能：支援士がメールアドレス・住所等の登録情報の変更や徽章貸与をオンラインで申請する（徽章貸与手数料の支払いを含む）
- ⑦ 決済機能：支援士が IPA に支払う講習受講料や徽章貸与手数料の決済を行う

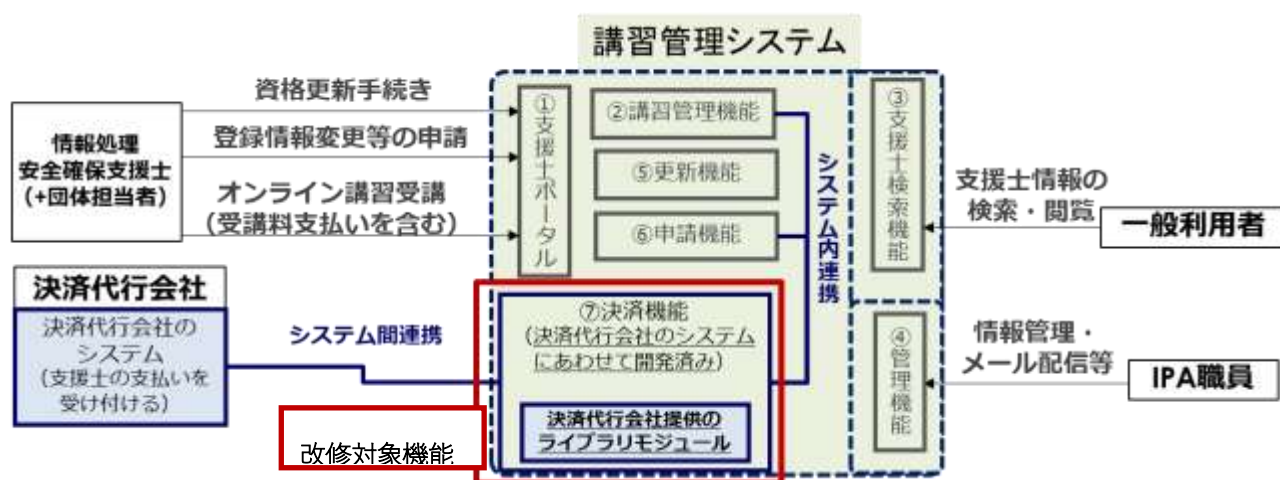


図 1 本システムの全体概要図

³ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230315001/20230315001.html>

本システムの利用者を表 2 に示す。決済機能については、「1. 一般利用者」以外が利用するが、「6. 運用・保守事業者」は改修の考慮の対象外とする。

表 2 本システム利用者

No.	利用者	説明	決済機能利用	利用規模等
1	一般利用者	検索サービスの参照のみを行う。	無	1,000 名／日程度
2	支援士	講習管理システムにログインし、以下を行う。 ポータルサイトの閲覧 オンライン講習の受講（受講料の支払いを含む） 更新申請 各種申請	有： 講習受講料、 徽章貸与手数料の決済	30,000 名程度 その他の非機能要件については、3.2 非機能要件を参照のこと。
3	団体担当者	支援士の所属団体の担当者であり、オンライン講習の受講料の支払いを取りまとめるを行う。	有： 講習受講料の決済	600 名程度
4	管理者	IPA 職員が講習管理システムにおいて制度運営事務局として必要な業務として、以下を行う。 ・ポータルサイトの更新 ・オンライン講習の受講管理 ・更新申請の受付 ・各種申請への対応 ・決済の管理	有： 決済の管理	10 名程度
5	決済代行会社	本システムが連携する決済代行システムを提供する。	利用者としては対象外	
6	運用・保守事業者	本システムの運用・保守を委託する事業者。	本業務の改修の対象外	

2. 開発方針

本業務の改修にあたっては、IPA が契約する決済代行会社の開発ガイドに則ること。

本システムはすでに稼働しているため、運用中のシステム、及び、既存の機能に影響を及ぼさないようにすること。また、全体の規模・性能の要件から逸脱しないように改修を行うこと。

本システム全体の要件は、「3. システムの要件」を参照のこと。

3. システムの要件

3. 1 機能要件

決済機能（図 1⑦）におけるクレジットカード払いについて、現行の決済代行会社が提供する EMV 3-D セキュアサービスに対応すること。対象とするカード会社等は、現行の決済代行会社との契約にあるクレジットカードを対象とすること。

決済の実施者は、表 2 の 2. 支援士、3. 団体担当者とする。

クレジットカード払いの決済の対象は、講習受講料と、徽章貸与手数料とする。講習受講料については、オンライン講習と実践講習が含まれる。実践講習については現在未使用の機能であるが、決済機能が備わっているため、改修対象とする。

⑦決済機能のうちクレジットカードを利用する対象は、②講習管理機能の「受講料の支払い」及び⑥申請機能の「徽章貸与手数料の支払い」と連携すること。また、⑦決済機能の結果等は、④管理機能と連携すること。

本業務を行うにあたり、原則データベースの変更は行わないこと。また、外部のライブラリの追加は行わないこと。これらの変更や追加が必要となる場合は、IPA と協議の上決定すること。

本業務を実施するにあたっては、最新のクレジットカード・セキュリティガイドライン⁴、及び、IPA が契約する決済代行会社の開発ガイドに則る。

3. 2 非機能要件

(1) 信頼性要件

稼働中の本システムのサービスレベルを低下させないこと。

本システムの現行のサービスレベルは以下のとおり。

- 計画的なメンテナンスを除いて、原則 24 時間 365 日の稼働
- 本システムのサービス停止は、3～4 時間程度にとどめる。ただし、災害／大規模障害時やクラウドサービス基盤障害時、バックアップからの復旧が必要なシステム異常の場合は除く。復旧の具体的な計画は、障害箇所、時期、内容、業務の状況等に応じて都度 IPA と協議の上決定すること。
- 月間稼働率は、システムメンテナンス等のための計画的な停止を除き、99.6%以上とすること。なお、深夜休日については、サービスは提供するが、障害対応等は翌営業日の対応を原則とする。
- IPA が想定するユーザ数、データ量を超えた場合でもシステムが停止せず動作すること。

(2) 規模要件

本システムにおける規模要件は表 3 前提条件に記載のとおり。本業務の参考とすること。

⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230315001/20230315001.html>
https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/Creditcardsecurityguidelines_5.0_published.pdf

表 3 前提条件

No.	情報名		要件
1	ユーザ数	支援士	30,000 名程度
		団体担当者	600 名程度
		管理者	10 名程度
2	同時アクセス数 (支援士)	講習受講	3,000 件程度 (全体の 10%程度と想定)
		更新申請	6,000 件程度 (全体の 20%程度と想定)
3	クレジットカード決済数		16,200 件 (1 年間、2024 年度想定)

(3) 情報セキュリティ要件

開発におけるセキュリティ要件を以下に示す。様々なリスクに対抗できるセキュリティ対策を施すこと。テスト環境においても同等の対策を講じること。

(1) アクセス制御

- ① 開発環境、開発用 PC においては、請負者の作業用 ID に関して悪用に対する対策を行うこと。
- ② 請負者が開発において利用する作業用 PC は限定し、通常業務に使用する PC とは区別すること。
- ③ 不正認証の試みや不正アクセスを請負者またはクラウドサービス事業者が認知した場合、適切な対策を講じること。

(2) 脆弱性

- ① 請負者は、本システムの脆弱性対策について、クラウドサービス事業者及び決済代行会社との責任分担を明確にし、システム全体を通して対策が漏れなく行われることを確実にすること。
- ② 請負者は、決済代行会社やその他機関がもたらす脆弱性に関する情報を把握し、対象機能に影響があることが想定される場合は、その脆弱性がもたらすリスクを分析の上、IPA に報告すること。
- ③ 請負者は、脆弱性がもたらすリスクを分析した結果、対策が必要と判断されるときは、対策方法や暫定的な回避策及び対策方法等を IPA に報告し、暫定回避策がシステムに与える影響や対策の実施計画及び対策テストの必要性、対策テストの方法及び実施予定について協議の上、脆弱性対策プランを策定し迅速に対応可能な体制を構築すること。
- ④ 利用しないプロセスやサービスは停止すること。

(3) マルウェア

最新のマルウェア対策が行われること。

(4) 修正プログラムの適用

請負者は、発売元または提供元より入手した修正プログラム等のリリース情報に基づき、適用すべき修正プログラム等を選別し、IPA と協議の上でこれを適用すること。

(5) データ改ざん

- ① データのアクセス権設定を適切に行うこと。
- ② アプリケーションプログラムへの書き込み権限を適切に管理すること。

(6) セキュリティ診断

受入れテスト実施後、サービス開始前までに IPA で実施するセキュリティ診断及び診断結果への対応を実施すること。診断の結果、本システムの修正が必要な場合は速やかに実施すること。

(7) セキュリティ対策の改善

セキュリティ要件を満たすことができなくなった場合、またはそうした状態になることが予見された場合は、必要な改善策を提案し、IPA と協議の上で実施すること。

(4) その他のセキュリティ要件

- ① 本事業の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他に利用しないこと。但し、本事業の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。
- ② 本事業の過程で収集・作成する情報の第三者（情報取扱者名簿に記載のある者以外。契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者。）へ漏えい及び改ざんされないことを保証する履行体制を有し、機密性、完全性及び可用性の観点よりアクセス制御・暗号化等の適切なセキュリティ対策を行うこと。
- ③ 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」を参照し、適切なセキュリティ対策を講ずること。

参考（令和 5 年度版）令和 6 年 7 月 24 日 一部改定：

<https://www.nisc.go.jp/policy/group/general/kijun.html>

- ④ 本事業に係る情報セキュリティ対策の管理体制を定めた書面を契約前に IPA に提出し、承認を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）なお、情報取扱者名簿は、請負業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載することとし、体制に変更がある場合は、予め IPA に届出を行い承認を得ること。
- ⑤ 資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、事業従事者の経歴・専門性（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績、その他経歴、専門的知識その他の知見、母国語及び外国語能力、国籍等）に関する情報提供を行うこと。
- ⑥ 構築作業及びシステムに影響を及ぼす可能性がある他の作業、物品及びシステムに対し、事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。
- ⑦ 本事業の遂行において、請負者自身の環境に対して、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに IPA 担当者に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について IPA と協議し実施すること。
- ⑧ 本事業の過程で収集・作成する情報のうち、IPA が別途、要廃棄情報であると指定するものについては、本事業終了後、IPA との間で合意した安全な方法により廃棄/抹消し、その事実を上記④に記載の管理体制の責任者が確認し、IPA に報告すること。なお業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。
- ⑨ IPA が必要と判断した場合、IPA が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- ⑩ 請負者が実施するセキュリティ対策が不十分であると IPA が認めた場合、請負者は、速やかに IPA と協議し対策を講ずること。

- ⑪ 請負者は、本事業を実施するに当たり、外部サービスやソーシャルメディアサービスを利用する場合には、それらサービスで要機密情報を扱わないことや不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、利用するクラウド環境およびクラウドサービスにおいては、ISMAP クラウドサービスリスト登録済みのサービス利用等、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準じたものを利用すること。
- ⑫ 本事業の一部を別の事業者へ請負わせようとする場合は、上記①～⑪の措置の実施を契約等により再請負先に担保させること。

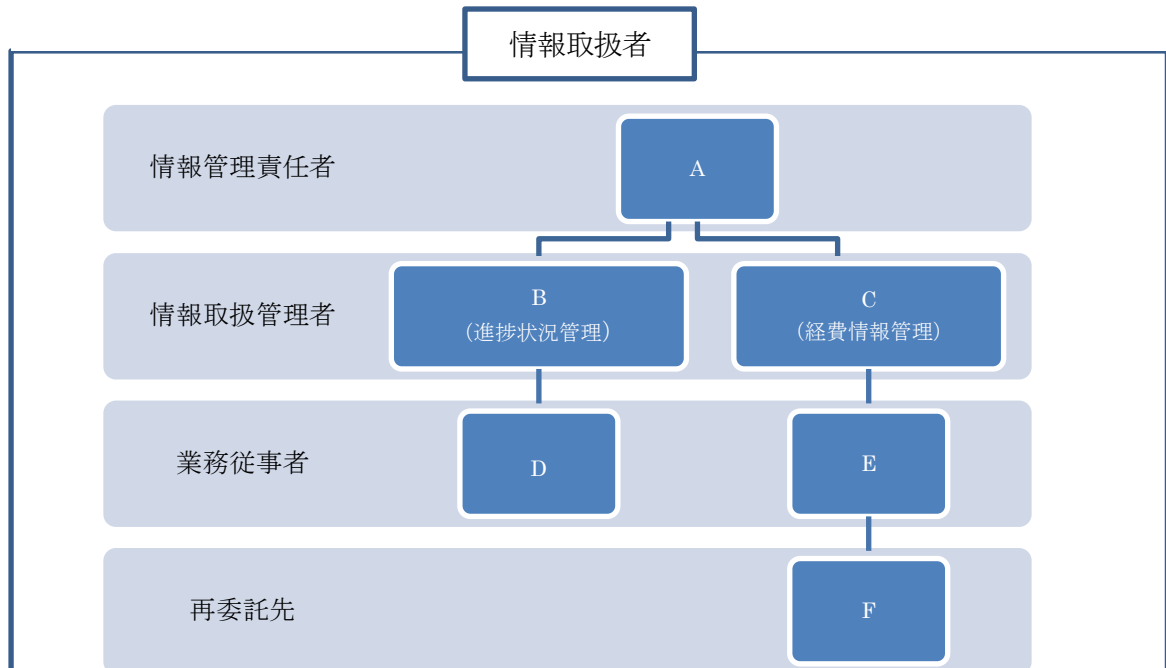
※情報取扱者名簿及び情報管理体制は以下を参照し作成すること。

表 4 情報取扱者名簿（例）

		(しめい) 氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること

表 5 情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

3. 3 設計要件

設計作業では、業務面及び技術面について実現性や実効性、リスク耐性等を十分に検討すること。
特に以下について配慮し、設計を行うこと。

- 稼働中のシステムへの影響を十分に検討すること。
- 本書で示す要件との間に不整合が生じる可能性がある場合、IPA と協議の上で不整合を解消すること。
- 技術的な実現性が担保できること。
- 同時操作によるデータのコンフリクトや誤ったデータの登録による不整合等、業務運用において起こり得る異常処理を考慮した設計であること。
- 業務における効率性、効果について配慮すること。
- 利用者区分による本システムのアクセス(システムの操作、情報登録、参照、削除等)の制御を考慮した設計を行うこと。
- 設計において脆弱性が発生しないよう配慮すること。

3. 4 テスト要件

3. 4. 1 テストに関する要件

- (1) 機能要件及び非機能要件を担保するためのテストを行うこと。また、IPA の承認を受け円滑にテストを実施すること。
- (2) 以下のテストレベルのテストを設計、実施、支援すること。
 - 詳細設計に基づく単体テスト設計、実施
 - 基本設計に基づく結合テスト設計、実施
 - 本書に基づくシステムテスト設計、実施
 - 本書に基づく受入れテスト支援
- (3) IPA が実施するペネトレーションテストについて発見された問題に対して、修正を行い対応すること。ペネトレーションテストで実施される想定内容を以下に記載する。なお、ペネトレーションテストは、受入れテスト完了後に行う。
 - クロスサイトスクリプティング
 - SQL インジェクション
 - セッション管理
 - 認証機能の安全性
 - ファイル拡張子診断
 - OS コマンドインジェクション診断
 - ディレクトリトラバーサル診断
 - 権限昇格診断
 - パラメータ書き換え診断
 - その他 Web アプリケーション固有の問題の診断

3. 4. 2 テスト計画の策定

テスト方針、品質指標、開始及び終了条件、テスト実施体制、テスト方法(利用するツール等を含む)、テストデータ、テスト環境、テスト運営方法等について記述したテスト計画を策定し、プロジェクト計画書に記載すること。内容については IPA の承認を得ること。

3. 4. 3 テスト方法

一般のテストプロセスで行われるテストの目的、観点、実施内容、報告などは行う前提で、それ以外に本業務にて必要とするテスト方法について記載する。また、システムテスト以降の不具合、問題については、記録し、不具合報告としてシステムテスト仕様書及び結果報告書に含めて IPA に提出すること。

(1) 結合テスト

- 結合テストは、開発環境にて実施すること。
- 開発または改修したプログラムにおいては、決済代行会社が用意するテスト環境と接続しテストを行うこと。決済代行会社のシステムとの連携までは、スタブ/ドライバ等を用いて結合テストレベルにて確認を完了しておくこと。

(2) システムテスト

- システムテストは、運用・保守用のテスト環境を利用して実施すること。なお、テスト実施に必要な設定等については、運用・保守事業者が支援を行う。
- 機能要件と非機能要件、他機能との連携、決済代行会社が用意するテスト環境と接続した連携を確認すること。また、本システムに対するリグレッションテストを行うこと。
- テスト実施において発見された不具合は、システムテスト終了までに修正し、対応を完了すること。
- システムテストは、現在稼働中の本システムの運用・保守と業務の調整をしながら行うこと。
- システムテスト終了時にはシステムテスト仕様書兼結果報告書を作成し IPA に承認を得ること。

(3) 受入テスト

- 受入テストは、IPA（運用・保守事業者を含む）がテスト仕様書を作成し、これに基づいて実施する。請負者は、IPA の作業支援を行うこと。なお、受入れテストは運用・保守用のテスト環境を利用して実施する。
- 受入テストにおいて納入物の全部または一部に不合格が生じた場合は、直ちに必要な修正を行い、対応を完了すること。
- テスト実施結果を取りまとめる作業に協力すること。

3. 4. 4 テストデータ

- テストで使用するデータが存在するときは、テスト計画に使用するデータの種類等を記載し、使用したテストデータをテスト結果とともに必要に応じて IPA に提出すること。

3. 5 プロジェクト管理要件

3. 5. 1 プロジェクトの体制等

本プロジェクト実施に当たって、プロジェクト管理を確実に行うことができると判断可能な根拠又は実績を示すこと。なお、実績及び各プロジェクトメンバーについても具体的に記載すること。

- ① 請負者は、「JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者であること。
- ② プロジェクト体制図を作成し、プロジェクトメンバーの主担当作業、所有資格、保有スキル、関与度合い等を記載すること。
- ③ プロジェクトメンバーや担当作業に変更が生じる場合、その旨をリスク分析結果とともに IPA に報告すること。
- ④ 情促法に基づき実施される情報処理技術者試験の以下のいずれかの区分に合格し、3 年以上の実務経験を有している者を専任で配置すること。

- プロジェクトマネージャ試験

- IT ストラテジスト試験
- システムアーキテクト試験

あるいは、上記と同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績を有する者を専任で配置すること。

- ⑤ セキュリティ管理者として、情報セキュリティに関する知識及び技能を有する者を配置すること。情報処理安全確保支援士であることが望ましい。
- ⑥ データベースシステムを使用したウェブアプリケーション開発について、十分な知識や経験を有する要員を配置すること。
- ⑦ 請負者は、本システムで利用しているクラウドサービスを利用した実績を 3 年以内に 1 件以上もつこと。
- ⑧ 請負者は、本システムで利用している OS、プログラム言語を利用したプロジェクトを実施した実績を 3 年以内に 1 件以上もつこと。
- ⑨ 請負者は、決済代行会社と連携したシステムを改修した実績を 3 年以内に 1 件以上もつこと。
- ⑩ 請負者は、本システムと同程度以上の規模の国家資格管理システムまたはオンライン講習配信システムの改修を実施した実績があることが望ましい。
- ⑪ プロジェクトメンバーは、本システムと同程度以上の規模の国家資格管理システムまたはオンライン講習配信システムの改修を実施した実績がある者が含まれていることが望ましい。
- ⑫ プロジェクトメンバーは、本システムで利用しているクラウドサービスを利用したプロジェクトに従事した経験を持つ者が含まれていることが望ましい。
- ⑬ プロジェクトメンバーは、本システムで利用している OS、プログラム言語を利用したプロジェクトに従事した経験を持つ者が含まれていることが望ましい。
- ⑭ プロジェクトで実施すべき会議においては議事録を作成し、IPA 担当者の承認を得ること。

3. 5. 2 プロジェクト管理等

本業務におけるコミュニケーションを円滑に行うため、必要な情報の作成、収集、配布、共有及び蓄積等の一連のプロセスに関するルールを策定すること。それらはコミュニケーションのリスクを勘案した内容となっていること。

- ① ステークホルダー全体に配慮したコミュニケーションルートや具体的な方法を示したコミュニケーション計画を立案し、プロジェクト計画書にて定義すること。また、IPA が合意したプロジェクト計画書に従って作業を行うこと。
- ② 作業工程毎に WBS を作成し、作業内容、作業担当者名、成果物、レビュー方法、リスク、開始・終了条件を明確にすること。
- ③ 報告フォームについては、現状、対応状況、今後の予測及び対応策、対応結果等が盛り込まれていること等を必須とし、状況把握及び各種判断を容易に行えるものであること。
- ④ 本プロジェクトにおいて発生した課題、変更管理については、IPA に報告の上、必要に応じて IPA と協議、意思決定すること。また、それらの情報を管理する課題管理表、変更管理表等を作成すること。
- ⑤ プロジェクトで実施すべき会議について、内容、出席者、開催頻度、提示情報及び必要フォーム等を定義し、それらを利用して開催すること。

品質保証に関する計画の立案、管理及び改善のため、品質計画を策定し、プロジェクト計画書に記載して IPA に提出すること。

- ① 業務において作成する各種報告書類等の品質を確保するため、品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討や改善策の実行を支援する基準やルールを整備すること。
- ② 品質管理に係る各種取り組みが手順どおり実施されていることを確認し、定期的に IPA 担当者へ報告すること。
- ③ 本プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度及び監視方法等について具体的に記載すること。なお、リスクにはセキュリティ上のリスクも含めること。
- ④ リスクの監視及び評価結果について定期的に IPA 担当者に報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本事業の対象となる情報システムに関して、再請負先を含む本事業に従事する者、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制を整備すること。

3. 6 保守要件

開発・改修したプログラム及び納品物の保守については、現行の運用・保守事業者により運用・保守を行うため、運用・保守事業者を引き継ぐこと。引き継ぎに必要なドキュメント等は別途用意すること。

ただし、最終納品日から1年以内を保証期間とし、保証期間においては、仕様書の記載内容に適合しない事実が発見された場合、IPA が承認または指定した方法によりその修補等を行うこととする。

4. 開発範囲

4. 1 作業範囲

- (1) 本書で記述する要求事項を満たすプログラムの開発・改修に係る、以下の作業を行うこと。またそれに係る成果物を作成すること。
 - 設計作業
 - 開発作業（プログラム開発・改修等）
 - テスト実施
 - 受入れテスト支援、リリース支援
- (2) 本書で記述するシステム開発に関するプロジェクト管理、課題管理、リスク管理等のプロジェクト推進に関する作業を行うこと。
- (3) 納入物、及びプロジェクト管理に関するドキュメント（課題管理表、議事録等）作成を行うこと。

4. 2 環境

開発環境、開発用 PC 及び作業場所については請負者にて用意すること。開発環境での作業においては、十分なセキュリティ対策を施すこと。

テスト環境・本番環境は IPA が所有する運用・保守用の既存環境を利用すること。なお、テスト環境・本番環境での各種作業（ソースコード修正方法、テスト実施方法、移行方法等）については作業着手の前に IPA 及び運用・保守事業者と協議のうえ定めるものとする。

4. 3 成果物

納入する成果物の一覧を、表 6 に示す。各種ドキュメントは、各工程の進捗に併せて提出すること。

なお、下記に示す以外のプロジェクト運営に関する成果物（プロジェクト進行に伴う報告書、議事録、課題管理票、管理台帳、連絡票等）についても、適宜 IPA に提出すること。

表 6 成果物

No.	工程	成果物	作成方法と内容	数量
1	基本設計	基本設計書	基本設計書作成時にIPAに説明すること。 本業務の基本設計については、既存の基本設計書に追加、修正すること。	1式
2		プロジェクト計画書	契約後2週間を目途に提出し、IPAに説明し、承認を得ること。 品質計画、テスト計画に関することも項として設け記載すること。	1式
3	詳細設計	詳細設計書	詳細設計書作成時にIPAに説明すること。 本業務の詳細設計については、既存の詳細設計書に追加、修正すること。	1式
6	製造	ソースコード 実行プログラム	結合テスト終了時に提出し、IPAに説明し、承認を得ること。	1式
7	単体テスト	単体テスト仕様書兼結果報告書		1式
8	結合テスト	結合テスト仕様書兼結果報告書		1式
9	システムテスト	システムテスト仕様書兼結果報告書（不具合報告を含む）	システムテスト終了時（システムテスト仕様書はシステムテスト開始前）に提出し、IPAに説明し、承認を得ること。	1式
10	受入れテスト/ リリース準備	操作マニュアル（必要な場合）	受入れテスト開始前に提出し、IPAに説明すること。 既存の操作マニュアルに追加、修正すること	1式
11		引継ぎ用ドキュメント（必要な場合）		1式

4. 4 スケジュール

システム納入に係る最終納入期限は、2025 年 3 月 19 日とする。IPA が実施する項目のスケジュール案を以下に示す。詳細は、プロジェクト計画書に記載して、IPA の承認を得ること。

- ・ペネトレーションテスト 2025 年 1 月に実施予定
- ・リリース 2025 年 2 月末日までに実施

4. 5 納入要件

(1) 納入物件、納入期限

納入期限、2025 年 3 月 19 日とする。

納入期限までに、以下の成果物一式を記録媒体（CD-R、DVD-R 等）に格納して 1 部を納入すること。なお、記録媒体の形式や紙媒体の要否等の詳細については、IPA の指示に従うこと。

- 表 6 に記載の成果物
- プロジェクト報告書
- プロジェクト管理に関する成果物（プロジェクト進行に伴う報告書、議事録、課題管理票、管理台帳、連絡票等）

<留意事項>

- 納入物については、納入する前に IPA のレビューを受けること。
- 各納入物に対し、あらかじめ協議して定めた内容を全て満たしていること。また、レビュー後の改訂事項等が反映されていること。
- 検査の結果、納入物の全部または一部が不合格となった場合には、請負者は必要な補修を行った後、IPA の承認を得て指定した日時までに補修した納入物を再納入すること。
- 納入物以外にも、必要に応じて作成した要素成果物等の提出を求める場合があるため、作成資料等は細心の注意を以て管理し、常に最新の状態を保つこと。

(2) 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 8 号 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル人材センター 国家資格・試験部 登録・講習グループ

5. 条件等

本業務を遂行するにあたり留意する事項について、以下に示す。

- ① 本業務の運営は日本語で行う。また、本書に記載した日付は全て日本標準時を基準とする。
- ② 本書に記載のない事項については、IPA と請負者で協議の上決定することとする。

以上

契 約 書(案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報処理安全確保支援士講習管理システムの一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「情報処理安全確保支援士講習管理システムの一部改修（EMV 3-D セキュア対応）業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

- 第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。

2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。

一 修補等が不能であるとき。

二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。

5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。

2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号))によって、遅延利息を支払うものとする。

3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

第 11 条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。

2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。

- 一 仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
- 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
- 三 税法その他法令の制定又は改廃。
- 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
- 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
- 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
- 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
- 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
- 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。

4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。

3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。

4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。

7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。

10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

第 17 条 請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除

き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
- 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作権人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。)を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。)することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同で行う。
 - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。
 - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

- 第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

- 第21条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定す違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結

する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。)が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上